

事故等に係る関係機関への通報について

20 幌（通達）第12号
平成20年5月9日
(改正) 24 幌（通達）第4号
平成25年2月21日
(改正) 25 幌（通達）第2号
平成25年4月1日
(改正) 26 幌（通達）第9号
平成26年4月1日
(改正) 29 幌（通達）第5号
平成29年4月1日
(改正) 29 幌（通達）第9号
平成29年6月1日
(改正) 30 幌（通達）第8号
平成30年4月1日
(改正) 令05 幌（通達）第9号
令和5年12月26日
(改正) 令05 幌（通達）第19号
令和6年 3月27日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この通達は、「幌延深地層研究センター事故対策規則」に基づき、幌延深地層研究センター（以下「センター」という。）における事故・故障又は災害（以下「事故等」という。）発生時の関係機関への通報について定め、もって迅速かつ遺漏なきに期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この通達は、センター施設等で発生した事故等に適用する。

2 建設現場や調査地点等、請負会社又は共同研究機関が所管又は使用する敷地内及び施設等で発生した事故等については、この通達を準用する。

第2章 通報の基本的考え方

(情報区分)

第3条 発生した事故等の情報については、関係機関へ通報する早さの区分（以下「情報区分」という）を以下のとおりとする。

- (1) 情報入手次第、夜間・休日に関わらず30分を目途に通報連絡する情報を「通報連絡情報」という。
- (2) 情報入手後、直近の勤務時間内に通報連絡する情報を「お知らせ情報」という。

(通報連絡情報に相当する事故等)

第4条 通報連絡情報に相当する事故等は以下に示すとおりとする。

- (1) 死亡災害が発生した場合、又はそのおそれがある事故が発生した場合
- (2) 負傷災害が発生し救急車を要請した場合、又は医療機関に緊急搬送した場合
- (3) 火災又は爆発事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合
- (4) 施設・設備に通常の保守では修理できない破損、故障等が発生し、業務の遂行に著しい支障が生じる場合
- (5) 湧水量の増加により地下施設の水没のおそれがある場合
- (6) 排水処理施設からの排水が、天塩川放流口における排水基準を維持できない場合、又はそのおそれがある場合
- (7) 薬品、油等が敷地外に漏えい又は流出した場合
- (8) そのほか、上記以外であって、消防署、警察署又は海上保安庁に出動を要請した場合

(お知らせ情報に相当する事故等)

第5条 お知らせ情報に相当する事故等は、第4条に定める事故等以外であって、以下に示すとおりとする。

- (1) 負傷災害が発生し、医療機関で治療を受けた場合
- (2) 火災と判断される可能性のある事象が発生した場合
- (3) 施設・設備に破損、故障等が発生し業務の遂行に支障が生じる場合
- (4) 処理能力を超える湧水の発生事象及び湧水による坑内作業を中断した場合
- (5) 敷地外の環境に影響を与えるおそれのある事態が発生した場合
- (6) その他、社会的影響が懸念される事態が発生した場合

(情報区分の判断)

第 6 条 発生した事故等の情報区分の判断は、連絡責任者からの情報を基に所長又はその代理者が別に定める判断基準に従い判断を行う。

(報道機関への情報発信)

第 7 条 通報連絡情報及びお知らせ情報に該当する事故等が発生した場合は、情報公開及び透明性の確保の観点から、原則として報道機関へ情報発信を行う。

第 3 章 通報連絡要領

(通報連絡の様式)

第 8 条 通報連絡情報又はお知らせ情報に該当する事故等が発生した場合の関係機関への通報に使用する様式は以下に示すとおりとする。

- (1) 通報連絡情報に該当する事故等の場合は、様式-1 に示す「通報連絡票」を使用する。
- (2) お知らせ情報に該当する事故等の場合は、様式-2 に示す「お知らせ票」を使用する。

(通報連絡先)

第 9 条 発生した事故等又は情報区分に応じ、前条に定める様式を使用して事故対策規則に定める関係機関の通報先に FAX（又は一斉同報 FAX）するとともに、電話による着信確認を行う。なお、図又は写真等が添付されている場合は、必要に応じて別途電子情報で送付するものとする。

2 関係機関の通報先については、保安・建設課長が常に最新版に整備する。

第 4 章 雑 則

(本通達の改正等の所掌について)

第 10 条 この通達で定める通報に係る法令、条例、協定、センター規則等に改正等があった場合は、必要に応じ速やかに保安・建設課が本通達の改正を行う。なお、本通達の改正に当たって、センター内の各部署は協力する。

附則（２０幌（通達）第１２号 平成２０年５月９日）
本通達は、平成２０年５月９日から施行する。

附則（２４幌（通達）第４号 平成２５年２月２１日）
本通達は、平成２５年２月２１日から施行する。

附則（２４幌（通達）第２号 平成２５年４月１日）
本通達は、平成２５年４月１日から施行する。

附則（２６幌（通達）第９号 平成２６年４月１日）
本通達は、平成２６年４月１日から施行する。

附則（２９幌（通達）第５号 平成２９年４月１日）
本通達は、平成２９年４月１日から施行する。

附則（２９幌（通達）第９号 平成２９年６月１日）
本通達は、平成２９年６月１日から施行する。

附則（３０幌（通達）第８号 平成３０年４月１日）
本通達は、平成３０年４月１日から施行する。

附則（令０５幌（通達）第９号 令和５年１２月２６日）
本通達は、令和６年１月１５日から施行する。

附則（令０５幌（通達）第１９号 令和６年３月２７日）
本通達は、令和６年４月１日から施行する。

通 報 連 絡 票 (第 報)

1. 件 名 :		
2. 発生日時 : 令和 年 月 日 () 時 分 (火災の場合は、火災発見時間を記載する)		
3. 発生場所※	☐ 地下 (工事現場)	調査坑道深度: ☐ 140m ☐ 250m ☐ 350m ☐ その他 () 詳細場所 :
	☐ 地上 (工事現場)	☐ 櫓設備 ☐ 受変電設備 ☐ 排水処理施設 ☐ 排水管路 ☐ コンクリートプラント ☐ ズリ置場 ☐ その他 () 詳細場所 :
	☐ 地上	☐ 研究管理棟 ☐ 試験棟 ☐ ゆめ地創館 ☐ 国際交流施設 ☐ 地層処分実規模試験施設 ☐ その他 () 詳細場所 :
4. 事象分類 : ☐ 施設・設備の故障 ☐ 火災 ☐ 作業中の負傷 ☐ 持病などの疾病 ☐ 坑道の崩落 ☐ メタンガス ☐ 湧水 ☐ 排水の漏洩 ☐ その他 () 確定度 (確認段階) : ☐ 確定 ☐ 確認中、 事象の拡大性 : ☐ 有 ☐ 無 ☐ 調査中		
5. 状況 :		
6. 原因 : (特定・調査中)		
7. 人身災害の有無 : (有・無・調査中)		
8. その他 : (必要に応じ対策を記載する)		
本 部	確 認	発信日時 : 令和 年 月 日 時 分
		発信者 : 役 職 :
		連絡先 : 代表電話番号 (01632-5-2022) FAX (01632-5-2245)

※ 幌延深地層研究センターは、核燃料物質、核原料物質及び放射性物質を使用・保管していない一般施設のため管理区域はありません。

お知らせ票（第 報）

1. 件 名：		
2. 発生日時：令和 年 月 日 （ ） 時 分 (火災の場合は、火災発見時間を記載する)		
3. 発生場所※	☐ 地下 (工事現場)	調査坑道深度： ☐ 140m ☐ 250m ☐ 350m ☐ その他（ ） 詳細場所：
	☐ 地上 (工事現場)	☐ 櫓設備 ☐ 受変電設備 ☐ 排水処理施設 ☐ 排水管路 ☐ コンクリートプラント ☐ ズリ置場 ☐ その他（ ） 詳細場所：
	☐ 地上	☐ 研究管理棟 ☐ 試験棟 ☐ ゆめ地創館 ☐ 国際交流施設 ☐ 地層処分実規模試験施設 ☐ その他（ ） 詳細場所：
4. 事象分類： ☐ 施設・設備の故障 ☐ 火災 ☐ 作業中の負傷 ☐ 持病などの疾病 ☐ 坑道の崩落 ☐ メタンガス ☐ 湧水 ☐ 排水の漏洩 ☐ その他（ ） 確定度（確認段階）： ☐ 確定 ☐ 確認中、 事象の拡大性： ☐ 有 ☐ 無 ☐ 調査中		
5. 状況：		
6. 原因：(特定・調査中)		
7. 人身災害の有無：(有・無・調査中)		
8. その他：(必要に応じ対策を記載する)		
本 部	確 認	発信日時：令和 年 月 日 時 分
		発信者： 役 職：
		連絡先：代表電話番号（01632-5-2022） FAX(01632-5-2245)

※ 幌延深地層研究センターは、核燃料物質、核原料物質及び放射性物質を使用・保管していない一般施設のため管理区域はありません。